

(市への要請事項)

1. 生産資材・農業用燃料等の高騰に対する農家支援について

新型コロナウイルスの影響がまだ色濃く残っている状況下、新たに急速な円安や原材料の供給不足、原油価格の高騰、ウクライナ侵攻などの影響により、肥料・飼料・燃料等の生産資材の高騰・高止まりが続いており、本市の農業経営に甚大な影響を及ぼしています。これらに対して国、県、市は緊急的な農業用資材等の高騰対策として「肥料価格高騰対策事業」などの各種支援策が措置されたところではありますが、諸問題の解決が見出せないなか、問題が益々拡大・長期化が予想されます。このことから今後とも経営安定に資する各種支援策を継続・拡充すること、また情勢に応じて柔軟に的確な支援策に取り組むことをつよく要望します。

2. 農業用施設(施設園芸ハウス)等燃料費の支援について

昨今の急激な円安を含めた農業用資材や燃料の高騰は、農業者にとって深刻な状況となっています。なかでも冬期間の園芸等の農業用ハウスなどは燃料費が嵩み、経営を圧迫する要因となっています。このことから早急に農業者への燃料費の更なる支援をつよく要望します。また農業用燃料の価格上昇を抑制するとともに、農業用資材についても適正価格の安定化が行われる更なる施策等について、国及び県へ要望を提出することをつよく要望します。

3. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

今後5年間で一度も水稲作付が行われない農地を交付対象外とする方針については、これまで協力してきた転作作物の生産をあきらめる農業者が増えることが予想されます。また作付けを諦めることにより農地の集積・集約化に多大なる影響を及ぼし、離農者の増大や遊休農地の増加の一因になると考えます。本市の中山間地域は転作作物としてそばの作付けが盛んであり、遊休農地の発生防止などに大きく寄与しています。当政策は本市農業者にとって極めて影響が大きく、農家の実情に沿った水田活用の直接支払交付金の見直しをつよく要望します。

4. 遊休農地・耕作放棄地対策について

遊休農地・耕作放棄地の増加は、農業従事者の高齢化や後継者不在、労働力不足など受け手のいない農地が荒廃の要因となっており、それによる雑草の繁茂や病害虫の発生など周辺耕作地へ悪影響を及ぼしています。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金など耕作放棄地の発生防止・解消につながる補助事業への参加もしくは新規参加を容易にするため、事業内容の周知や既存団体への交付対象の拡大、申請時に必要な書類の簡素化などの検討を引き続きつよく要望します。

5. スマート農業に対する支援拡充・推進について

現在、本市の基幹産業である農業は人口減少や高齢化などにより慢性的な人手不足であることから、農作業の省力化・高度化を図ることができるスマート農業の推進が喫緊の課題であり、そのためのインフラ整備が必須と考えます。そのインフラとして、RTK(リアルタイムキネマティック:既存衛星測位システムから得られた位置情報に加え、地上に設けた独自基準局の補正位置情報を加味し、位置情報の精度を上げる技術)や無線基地局等の情報通信施設や付帯施設については市が主体となって整備し、それらを活用して地域活性化につなげる施策展開を強く要望します。またスマート農業に必要な農業用機械・施設等の導入に対する負担軽減措置や経営管理に対する支援の拡充を要望します。

6. 中山間地域等の条件不利地への支援継続について

農地中間管理事業の活用により担い手への集積・集約化が年々進んできていますが、中山間地域等の条件不利地域では、担い手の確保が難しいなど、農地の集積が更に厳しい状況にあります。このため、中山間地域等の条件不利農地に対して、貸し手だけではなく受け手への支援の充実を検討し、中山間地域の特性に合った圃場整備事業の推進・事業要件の緩和や地域特性や実情に応じた取組みが促される施策の予算の確保など、中山間地域等の条件不利農地を多く抱える市町村が不利とならないよう、配分に一定の配慮を図ることを引き続き要望します。併せて、圃場整備が困難な地域で農業を営む農業経営体に対しては、農地維持のために農業用機械購入の支援継続と事業要件の緩和をつよく要望します。

7. 新規就農の定着・多様な人材育成と確保について

新規就農者は初期投資に多額の資金が必要となることから、引き続き農業用施設や農業用機械購入等を支援する「農業次世代人材投資事業費補助金」や就農前研修や就農直後の経営確立を支援する「新規就農者経営発展支援事業費補助金」などの新規就農の定着・人材支援する事業の十分かつ継続的な予算確保に努めることを引き続き要望します。また農業後継者の人材育成を強化するためにも同一世帯で農業後継者となっている方に対しても支援措置を講ずることを引き続き要望します。併せて労働力獲得の観点から、農業分野で多様な意欲ある人材を円滑に受け入れられるよう、働きやすい環境整備を進めることを要望します。

8. 農業委員会事務局体制の強化について

平成28年の農業委員会等に関する法律等の改正により、農地事務の処理に高度な判断が求められており、農地中間管理機構関連農地整備事業などに伴う農地中間管理事業との貸借契約内容の変更業務が大幅に増加すると見込まれます。また令和4年5月一部改正の農業経営基盤強化促進法に伴い関連団体の関係者の協力を得て、農業を担い手農家ごとに利用する農用地等を定めて地図に表示する「目標地図」の素案を作成し、提出することが義務付けられました。限られた人員体制のなか、農地利用の最適化に向けた取組みや増加する遊休農地の対応等により業務量が加重になっている状況もあり、支援策が施されてはいるものの、基本業務もあわせて、むしろ負担が増加することが懸念されます。このことから農地制度・実務に精通した職員の配置、人員増員などによる事務体制の強化を図ることを引き続きつよく要望します。